

## 高梁プロモーション部 (仮称)の部員を募集

高梁プロモーション部(仮称)では、部活動のイメージで、若い世代の人がまちの魅力や価値を探求し発信していく活動を行っていきます。学校間の壁を越え、高梁市の魅力や価値を発見・発信していく活動に興味のある人の入部をお待ちしています。

**対象者** 市内在住、または在学の高校生・大学生などで、SNS(フェイスブック、インスタグラム、ティックトックなどのアカウント)を持っている人  
**募集定員** 20人(定員となり次第募集を終了)  
**活動内容**

- ①市の魅力発見をテーマとしたフィールドワークなどの開催
  - ②市の魅力をPRする写真や動画をSNSで発信
  - ③市のシティブロモーション事業などについて意見や提案を行う
- ※活動は6月ごろに開始し、活動頻度は月1回程度(日曜日)です。  
**応募方法** 市ウェブサイトの応募

フォームから、住所、氏名、年齢、学校名、連絡先、使用しているSNSを入力して送信してください。

☎ 21・0208



## 動画CMコンテストを開催します

多くの人に高梁市の魅力を知ってもらうこと、高梁市に愛着を持ってもらうことを目的に、高梁市のPRや魅力発信のための「オリジナル動画」を募集します。

応募方法など詳しくは、市ウェブサイト、チラシなどをご覧ください。なお、お問い合わせください。また、応募された作品は市ウェブサイトやSNSなどで、市のPRのために幅広く活用させていただきます。

**募集期間** 8月1日(月)～11月30日(水)まで

**応募資格** プロ・アマチュア、個人・団体を問わず、誰でも応募できます。

## 応募作品規定

**映像の長さ** 15秒～3分  
**表現方法** 動画形式であれば、実

写、アニメーション、CGなど表現方法は問いません。

**その他** 著作権上問題のない音楽や画像、映像を使用していることなど、詳しくは募集要項の注意事項の欄をご覧ください。

**賞** グランプリ1点(賞金10万円・賞状)／特別賞数点(記念品・賞状)

☎ 21・0208



## 6月から児童手当制度の一部が変わります

6月に児童手当法が一部改正されることに伴い、児童手当制度が一部変更されます。主な変更点は次のとおりです。

- ① **所得上限限度額の新設** 10月支給分(6～9月分)から、児童を養育している人の所得額が下表の所得額以上の場合、児童手当・特例給付は支給されません。なお、支給されなくなった後に下表の所得額を下回った場合は、認定請求書の提出が必要です。
- ② **現況届の提出が不要に** これまで毎年6月に提出していた現況届が原則不要となります(提出を求

める人には6月に市から現況届を送付しますので、期日までに提出してください)。なお、過年度分の未提出の現況届がある場合、当該年度分の現況届は引き続き提出が必要です。ご注意ください。

※児童手当の制度変更について詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。

扶養親族等の数※1	所得上限限度額(万円)	
	所得額	収入額の目安※2
0人	858	1071
1人	896	1124
2人	934	1162
3人	972	1200
4人	1010	1238
5人	1048	1276

※1 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者および扶養親族、ならびに扶養親族でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数です。

※2 収入額の目安は給与収入のみで計算しています。実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除費を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

☎ 21・0208

